

静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第6号

静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成2年静岡県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。